

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年總理通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

全和二年十月五日

対象人員が 定めた処理 法により算 する算定方 の表に規定	二条第一項 号) 第三十 三条三十八 号) 第三十 号	(昭和二十 五年政令第 五百三十八 号) 第三十 号)	(建築基準 法施行令 五年政令第 五百三十八 号)	三〇
				五〇
				三〇
				五〇
人以下のも の(三)に掲 げるものを	五、〇〇〇 象人員が により算定 した処理対	て、第二欄 により算定 るものであつ 設置された	て、年一月三十 一日以前に	平成十八 年一月三十

(略)	番号		整理
	他の区分	業種その	
(イ)	(1)		化学的酸素要求量
(ロ)		(1)	〔単位一リットルにつきミリグラム〕
(イ)		(2)	
(ロ)			
(イ)		(3)	
(ロ)			

一一一	し尿浄化槽 (建築基準)	法施行令 (昭和二十 五年政令第 三百三十八 号) 第三十 二条第一項	五〇
対象人員が 定した処理 法により算 する算定方 の表に規定	て、第二欄 により算定 した処理対 象人員が 五、〇〇〇 人以下のも の(三)に掲 げるものを	一日以前に 設置された ものであつ て、第二欄 により算定 した処理対 象人員が 五、〇〇〇 人以下のも の(三)に掲 げるものを	五〇
年一月三十 日	年一月三十 日	年一月三十 日	年一月三十 日
(一) 平成十八 年	(一) 平成十八 年	(一) 平成十八 年	(一) 平成十八 年

(略)	番号		整理
	他の区分		業種その
(イ)	(1)	化学的酸素要求量	
(ロ)			
(イ)	(2)	〔単位一リットルに つきミリグラム〕	
(ロ)			
(イ)	(3)		
(ロ)			
備 考			

環境大臣 小泉進次郎

この告示は、公布の日から適用する。
2 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める化学的酸素要求量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

別表第二 (略)		五〇一人以上 のものに 限る。)
		第三欄の(1) (1)、(2)、(3)の値 は、それぞ れ四〇、四 五、四五と する。
(二) ～ (五) (略)		